

宇陀市公告第62号

宇陀市心の森「多世代交流プラザ」温浴業務及びレストラン等運営業務の委託契約について、公募型プロポーザル方式による提案募集を行うので、次のとおり公告します。

令和4年5月24日

宇陀市長 金 剛 一 智



1 公募型プロポーザルに付する事項

(1) 業務名

宇陀市心の森「多世代交流プラザ」温浴業務及びレストラン等運営業務

(2) 選定方法

宇陀市心の森「多世代交流プラザ」温浴業務及びレストラン等運営業務の委託事業事業者募集要項による。

(3) 業務の内容等

宇陀市心の森「多世代交流プラザ」委託業務等仕様書による。

(4) 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日(日)まで

(5) 提案上限額

年額44,637,000円(消費税及び地方税を含む)

2 プロポーザルへの参加資格要件

本プロポーザルの参加は、次の要件を全て満たす事業者とする。

(1) 応募者は、「宇陀市令和4・5年度物品購入等競争入札参加資格者名簿」に登録の有無を問わない。ただし、宇陀市物品購入等の契約に係る入札参加停止措置要領(平成26年宇陀市告示第84号)に定める指名停止基準その他国等契約実施機関が定める指名停止基準に基づく指名停止の措置期間中の者でないこと。

(2) 応募者は、法人又は個人とする。なお、複数の者が共同して応募する場合(以下「共同事業体」という。)は、その中から代表を選定し、代表者が窓口になることとする。ただし、単独で応募された法人は、他の共同事業体の構成員になることはできない。また、同一の法人が複数の共同事業体の構成員になることはできない。

(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつて

- は更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (5) 市区町村税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
 - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）に該当しないこと。
 - (ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - (イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - (ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の活用等をしている者
 - (エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に活用している者
 - (キ) 暴力団及び（ア）から（カ）までに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
 - (7) 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体又はその団体に属する者に該当しないこと。

3 参加申込方法及び提出書類等の必要事項

参加申込方法及び提出書類等の必要事項の詳細は、宇陀市心の森「多世代交流プラザ」温浴業務及びレストラン等運営業務の委託事業事業者募集要項及び宇陀市心の森「多世代交流プラザ」委託業務等仕様書による。

※宇陀市ホームページに掲載

4 問い合わせ先

奈良県宇陀市榛原下井足17番地の3

宇陀市役所 農林商工部 観光課

電 話 0745-82-2457

FAX 0745-82-8211

メール s-kankou@city.uda.lg.jp